

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

福井国民年金 事案 199

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 45 年 3 月まで

私は、ねんきん特別便によって国民年金の未納期間が 10 か月あることを初めて知った。

私の国民年金の加入手続は私の父が行い、加入手続時から私が A（職種）になるため B 県 C 市に転出した昭和 49 年 6 月までの国民年金保険料を納めてくれていた。家を出る際、父から国民年金手帳を渡され、「お前の国民年金保険料については、加入手続を行った時、過去にさかのぼって全部納めてある。」と言われていたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、10 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び全額免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 9 月 5 日に払い出され、44 年 * 月 * 日（20 歳）にさかのぼって資格取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人の父親は、45 年 9 月に申立人の国民

年金の加入手続を行い、当該年度分の保険料を納付している上、45 年 10 月から 48 年 3 月までについては、3 か月ごとに納期限内に保険料を納めていることが申立人の所持している国民年金手帳によって確認できることを踏まえると、当該加入手続時点において、納付意識の高い申立人の父親が、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 33 年 3 月 30 日まで
社会保険事務所（当時）に年金加入記録照会を行ったところ、A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されている旨の回答を受けた。

当時、私と同居親族は、脱退手当金の制度を知らなかったため、脱退手当金を請求するはずはなく、脱退手当金を受け取った覚えもないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 8 ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の資格喪失日の前後 5 年程度（昭和 31 年 1 月 1 日から 36 年 11 月 1 日）に資格を喪失し、かつ、2 年以上の被保険者期間のある従業員の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を除く 48 名中 21 名に脱退手当金の支給決定がなされているが、申立人が退職した 33 年 3 月 30 日以前の退職者 9 名については、資格喪失日から 1 年以上経過後に支給決定されている。

また、当該事業所における脱退手当金の取扱い状況について同僚から聴取したところ、いずれも事業主による代理請求をうかがわせる回答を得られないことなどを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保

除者台帳記号番号払出簿をみると、申立人の氏名変更の処理がなされておらず旧姓のままとなっていることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 33 年 7 月 * 日に婚姻により改姓していることから判断すると、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人は、婚姻により「C 姓から D 姓」に改姓しているが、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者台帳の氏名欄には申立人の姓が「C 姓から E 姓」に、生年月日が「昭和 13 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日」に誤った訂正処理が行われているほか、申立人に係るオンライン記録上の脱退手当金支給額は、法定支給額と 214 円相違していることが確認できるが、その原因や理由が不明であることなどを踏まえると、脱退手当金が支給決定されるまでの一連の事務処理が適正になされていたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち昭和47年7月から同年9月までは4万2,000円、48年10月は8万円、49年1月から同年3月までは9万2,000円、50年5月及び同年6月は11万円、52年8月及び同年9月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から63年10月16日まで
ねんきん定期便を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より随分低く届けられていることに気付いた。私は、申立期間の賃金明細書をほぼすべて保管しているので、確認の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された賃金明細書では、申立期間のうち、昭和47年7月及び同年8月は4万2,000円、48年10月は8万円、49年1月から同年3月までは9万2,000円、50年5月及び同年6月は11万円、52年8月及び同年9月は15万円の標準報酬月額（保険料控除額に見合うもの。）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認

できる。

また、申立人は、昭和 47 年 9 月分の賃金明細書を所持していないものの、賃金明細書から確認できる 47 年 8 月及び同年 10 月の報酬月額が同額の 7 万 1,700 円（当該額に見合う標準報酬月額は、7 万 2,000 円）であること、47 年 8 月及び同年 10 月の保険料控除額が同額の 2,814 円（当該額に見合う標準報酬月額は、4 万 2,000 円）であることが確認できることから、当該期間においても同額の報酬月額及び保険料控除が継続していたと推認され、当該期間の標準報酬月額は、4 万 2,000 円と認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月、同年 10 月から 48 年 9 月まで、同年 11 月及び同年 12 月、49 年 4 月から 50 年 4 月まで、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月から 52 年 7 月まで、同年 10 月から 63 年 5 月まで、同年 7 月及び同年 8 月は、申立人から提出された賃金明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 2 月まで、47 年 5 月、50 年 9 月、63 年 6 月及び同年 9 月については、申立人は賃金明細書を所持していないものの、賃金明細書を所持しているすべての期間において、賃金明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できることから、当該期間における申立人の給与支給額に見合う標準報酬月額においても、オンライン記録の標準報酬月額より高額であったことは推認できる。

しかし、昭和 47 年 5 月、50 年 9 月、63 年 6 月については、申立人が所持する賃金明細書において当該期間の前後における保険料控除額が同額であることが確認できることから、当該期間においても同額の保険料が控除されていたと推認され、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、昭和 63 年 9 月については、当該事業所が、63 年 8 月 1 日付で

C国民健康保険組合に加入したことに伴い、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を同年8月1日に喪失し、同日において再取得していることから、資格取得月の翌月である当該期間についても、63年8月と同額の保険料控除額の実態があったと推認され、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、昭和46年4月から47年2月までの期間については、事業主は報酬月額及び保険料控除額等を確認できる賃金台帳等の関連資料等を保管していないため、当該期間当時の同僚7名に照会したが、回答のあった5名全員が「賃金明細書を所持していない。」としており、厚生年金保険料の控除の状況について確認することができなかった。

このほか申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和46年4月から47年2月までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和55年12月は14万2,000円、56年1月から同年9月までは12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年12月1日から56年10月1日まで

私は、昭和55年10月23日にA社（現在は、B社）に入社し、平成13年4月13日にC社（現在は、B社）を退職するまで継続して勤務していた。日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」をみたところ、申立期間について、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額よりも低い保険料額が納付されていると通知されたことに納得ができない。申立期間に係る給与支給明細書を提出するので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書の報酬月額又は保険料控除額から、昭和55年12月は14万2,000円、56年1月から同年9月までは12万6,000円に

訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業主は、「申立期間当時の関係書類を保存しておらず、申立期間当時、社会保険事務所（当時）にどのような届出を行ったかは不明である。」と回答しているが、D厚生年金基金から提出された「異動記録情報照会リスト」から申立期間に係る標準報酬月額は、11万円であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、当該厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主が11万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 7 日から同年 12 月 11 日まで
② 昭和 28 年 11 月 1 日から 35 年 1 月 30 日まで

私は、昭和 26 年 4 月に A 社に入社し、初めて厚生年金保険の被保険者となり、同年 11 月に退職し、同年 12 月に B 社に再就職して厚生年金保険に継続して加入していたが、結婚のため 34 年 11 月に当該事業所を退職し、同年 12 月に結婚した。また、昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し保険料を納めていたが、夫婦で 51 年 9 月に C 社を設立し、社会保険の加入手続をした際に、社会保険事務所（当時）の担当者から B 社の厚生年金保険加入記録が 8 年程度あることを知らされ、厚生年金に加入していたことを初めて知り、驚いたことを覚えている。

私は、B 社を退職した際には、脱退手当金を請求・受給した記憶も無く、退職金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和 35 年 1 月の前後 4 年程度の期間に資格喪失し、かつ 2 年以上の被保険者期間のある 7 名の従業員について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 名について資格喪失日から約 7 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

また、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から

約4か月後の昭和35年6月7日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答（昭和35年4月28日）したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 12 月 1 日から 28 年 11 月 1 日まで

私は、A社を退職して、昭和 26 年 12 月にB社に入社し正社員として継続して勤務していたが、結婚を理由に 34 年 11 月に退職した。

昭和 36 年 4 月、国民年金制度発足により国民年金の加入手続をし、保険料を納めていたが、夫婦で 51 年 9 月にC社を設立し、社会保険の加入手続を行った際に、社会保険事務所（当時）の担当者からB社の厚生年金加入期間が 8 年程度あることを教えてもらい、厚生年金保険に加入していたことを知り、驚いたことを覚えている。

社会保険事務所において、8 年間の被保険者記録が存在することを教えてもらっていたので、当該記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社は昭和 28 年 11 月 1 日に健康保険厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該被保険者名簿をみると、申立人を含めた同社の従業員 23 名が昭和 28 年 11 月 1 日に被保険者の資格を取得しており、そのうちオンライン記録で確認できる 20 名の厚生年金保険の加入状況をみると、全員について当該資格取得日直前の被保険者記録は存在せず、別の被保険者台帳記号番号で厚生年金保険に加入している状況も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 から 39 年 2 月 7 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。
私は、A（職種）を退職後、昭和 38 年 7 月ごろ、B社に入社したが、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日が入社した7か月後（昭和 39 年 2 月 7 日）となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B社における仕事内容を詳細に記憶していることや同僚の供述から、勤務した期間は明らかでないが、当該事業所で勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所を継承したC社の人事労政部は、「申立期間当時の関係書類を保存しておらず、申立人の申立てどおりの届出や保険料控除を行ったかは不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に資格取得している者のうち、連絡先が判明した同僚 12 人に対して、入社時期等について聴取したところ、入社 of 時期について回答のあった 4 人の同僚は、いずれも自身が入社したと記憶する時期から 3 か月以上経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している状況がみられ、申立期間当時、事業主は、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、当該被保険者原票をみると、昭和 39 年 2 月 7 日に厚生年金保険の資格を取得している者が申立人を含め 7 人確認でき、社会保険事務所が

これら全員の資格取得日の記録を誤って処理したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 24 日から 45 年 5 月 25 日まで
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 43 年 5 月 24 日から 45 年 12 月 25 日まで継続して A 社に勤務していた。その間、事業主の指示により約 3 か月間自動車運転教習所へ通学した。教習料（約 2 万円）は会社から前借りし、免許証を取得（昭和 44 年 7 月 9 日）した後、10 回払いで給与から返済したことを覚えている。

私の厚生年金保険被保険者期間が昭和 45 年 5 月 25 日から同年 12 月 26 日までの 7 か月間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたと推認することができる。

しかし、申立期間当時の同社の経理関係事務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かは覚えていないが、社会保険事務所へ保険料を納付するに当たり、社会保険事務所からの納入告知額と事業主負担分及び従業員の給与から控除した保険料額が合致しているか確認して納付していた。当時の事業主は、各従業員の勤務状態をみて社会保険に加入させており、本人から社会保険に加入したいとの申出があればすぐに加入手続をしていたが、申出がなければ長期間加入していない者もいたと思う。」と供述している。

また、昭和 42 年 11 月 15 日から 43 年 4 月 1 日までの間、当該事業所に

において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚が、「私は、同社に1年6か月ほど勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は5か月しか無い。」と供述していることなどから、申立期間当時、事業主は、採用した従業員の年齢や経験年数等を考慮の上、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿をみると、申立人の記号番号は、申立人より数年後に入社したと供述している同僚の記号番号と連番で払い出されており、資格取得日も同一日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。